

報告事項イ

県立高等学校における平成24年度使用教科用図書採択の変更について

県立高等学校における平成24年度使用教科用図書採択の変更について、別添のとおり報告します。

平成24年1月13日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

県立高等学校における平成24年度使用教科用図書の採択の変更について

高等学校課

1 経緯

県立高等学校における平成24年度使用教科用図書の採択については、平成23年9月定例教育委員会に報告した。

その後、八頭高等学校の申請に誤りがあったことから、教科用図書の採択の変更が必要となった。

2 変更する採択教科用図書 1校1点

八頭高等学校

種目	発行者		教科書		書名	使用学年
	番号	略称	記号	番号		
芸術	2	東書	書	008	書道	第2学年

3 新たに採択する教科用図書 1校1点

八頭高等学校

種目	発行者		教科書		書名	使用学年
	番号	略称	記号	番号		
芸術	6	教図	書	010	書	第2学年

資料1（平成23年5月19日教育委員会報告事項工）

県立高等学校における平成24年度使用教科書の選定方針及び採択について

1 県立高等学校（県立特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）においては、各学校の選定した教科書の採択希望に基づき、県教育委員会が採択を行う。

2 県立高等学校の教科書の選定に当たっては、生徒の能力・適性に応じ、平成24年度に実施する教育課程において開設する教科・科目において使用する教科書を選定するものとする。

なお、特に次の点に留意して選定するものとする。

- （1） 本文、図表、表現等が正確であり、誤植がない。
- （2） 内容が教科・科目の目標に適合している。
- （3） 程度が生徒の実態に即し、適当である。
- （4） 内容が系統的であり、配列や関連付けも適切で分量もよい。
- （5） 印刷が鮮明であり、造本も適切で体裁もよい。
- （6） 学習指導上便利なように工夫してある。
- （7） 教科の目標を達成するよう、適切な創意・工夫がなされている。

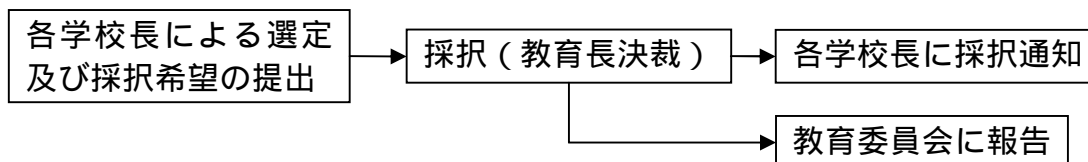
3 教科書の選定に当たっては、公正確保に努めるとともに、適正を期するため、次の資料等を有効に活用する。

- （1）教科書編集趣意書（文部科学省編）
- （2）教科書展示会（開催期間：平成23年6月17日（金）～7月1日（金））

東・中・西3地区、5会場

- ・ 県教育センター
- ・ 倉吉市立図書館
- ・ 米子市立図書館
- ・ 鳥取市立中央図書館
- ・ 境港市民図書館

県立高等学校における平成 24 年度使用教科書採択の仕組みについて



(参考)

学校教育法第三十四条第一項：

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。(中学校、高等学校、特別支援学校も準用)

学校教育法附則第九条：

高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項(第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条：

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

鳥取県立学校管理規則第 12 条：

学校は、教育委員会が採択した教科書を使用しなければならない。

教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条：

教育委員会は、次の各号に掲げる事務を除き、その権限に関する事務を教育長に委任する。

各号の中に県立高等学校(県立特別支援学校の高等部を含む。)の教科書採択に関する事務は含まれない 教育長に委任